



川口けいすけのグリーンス川越71

編集/発行 川越市議会議員 川口 啓介
〒 350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所6F 政晴会議員控え室
TEL 080-3025-5776 FAX 049-227-3810 E-mail kawaguchi-keisuke@outlook.com

SINCE 2003

変わりました

12月議会川口の一般質問より

公民館は「団体」のための施設って知ってました？

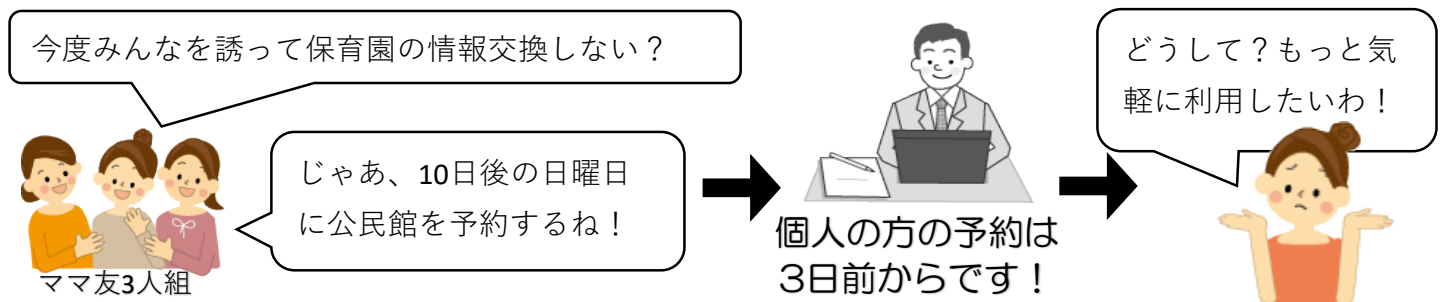
誰もが利用できるみんなの公共施設というイメージの強い「公民館」ですが、公民館を所管する川越市教育委員会ではそのようには考えられていませんでした。今回の一般質問では、公民館運営の現状から課題の要因を追求し、誰もが気軽に利用できる公民館になるよう提言しました。

以下、Qは(川口)、Aは(教育総務部)。

Q、公民館の申し込みは団体であれば、約1カ月前からだが、個人は3日前となっているのはなぜか？

A、社会教育法第22条では、公民館施設を住民の集会その他公共的利用に供することとされており、一般的には、公民館は個人ではなく団体の利用に提供されるものと解釈されているため、本市では、団体利用がない場合に限り、3日前からの申し込みを認めている。

つまり、川越市教育委員会では利用内容を確認する前に団体利用者は公共的で、個人利用者は非公共的だと判断しているわけです。果たして何をもって公共的利用というのでしょうか？



公民館の現状と課題・・・利用者は伸びず、課題は常態化

公民館は「地域密着型のコミュニティ学習拠点」としてアジアでも注目された一方、国内では貸部屋業務に終始している、カルチャーセンター化しているといった指摘は根強く、川越市でもその利用の多くは趣味・レクリエーション活動であり、登録団体のみが利用するという利用者の固定化、学校・家庭・地域の連携促進など地域課題の解決、社会的課題への取り組みが進んでいないのも共通の課題です。

公民館以外の類似施設は「みんな」の施設？

公民館と同じような使われ方をしている市の施設に、地域ふれあいセンターや市民活動・生涯学習施設、やまぶき会館等がありますが、これらの施設では個人と団体に上記のような扱いの差はありません。

教育総務部の答弁ではその理由を、公民館は社会教育法に基づき組織的な教育活動を目的とした社会教育を行うための施設であるためと答え、生涯学習施設とは異なる施設であることを示しました。

一方で、社会教育と生涯学習の違いとは何かについて、生涯学習は人々が生涯に行うあらゆる学習を意味した社会教育より広い概念であること、との認識も確認しました。

